

国立市財政改革審議会 中間答申

平成24（2012）年8月

国立市財政改革審議会

目 次

中間答申にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1. 国立市の現状と課題・・・・・・・・・・	2
(1) 社会を取り巻く状況	
(2) 国立市財政の課題と将来予測	
〔表 1〕 一般会計予算額の推移	
〔図 1〕 義務的経費・繰出金支出と市税収入の推移	
〔表 2〕 国立市の財政健全化に向けたこれまでの取り組み	
〔図 2〕 長期収支試算による累積赤字の推移	
2. 市財政のあるべき姿と改善目標の設定・・・・・・・・	6
(1) 国立市財政のあるべき姿	
(2) 国立市の財政構造の特徴	
(3) 改善目標の設定	
〔図 3〕 財政収支見込み（実施計画に基づく推計）	
3. 市財政運営の基本的なあり方・・・・・・・・	8
(1) 財政健全化に向けた 6 つの視点	
〔図 4〕 財政健全化に向けた 6 つの視点	
(2) 6 つの視点ごとの基本的原則	
4. 財政健全化のための具体的方策・・・・・・・・	11
(1) 健全化に向けて取り組むべき個別項目	
〔表 3〕 類似団体及び近隣市のモデル世帯別国民健康保険税（料） 額（平成 23（2011）年度）	
(2) 個別項目実施に伴う健全化効果額試算	
〔表 4〕 健全化個別項目と健全化効果額の試算	
5. 今後の各種市民負担の見直しに係るルールについて・・・・・・・・	21
6. おわりに・・・・・・・・	22
参考資料・・・・・・・・	23

中間答申にあたって

国立市財政改革審議会は、平成 24（2012）年 3 月 22 日に市長より以下の 3 つの事項について諮問を受けました。

- （1）国立市財政の基本的なあり方について
- （2）財政健全化のための具体的方策
- （3）今後の各種市民負担の見直しに係るルールについて

諮問の背景には、長期にわたる日本経済の停滞と高齢化の進展のなかで、市民の生活の安心を担う地方自治体の財政も厳しさを増しているという現実があります。国立市においても、扶助費や国民健康保険特別会計、下水道事業特別会計等への繰出金が、市税その他収入を超える速度で増加を続け、市財政は、毎年赤字補てんを迫られています。市民の暮らしの安定と国立市のさらなる発展のために、財政の健全化は待ったなしというべき状態にあると思われます。

本審議会は、市長からの諮問に答えるため、合計 7 回の審議会を開催し、市財政の現状分析とその健全化のための具体的方策について検討を行ってきました。ここで、3 つの諮問事項に関する現段階での考え方をまとめましたので、中間答申として市長へ提出いたします。

その柱となる事項は、以下の通りです。

- ・国立市財政の課題と将来予測を踏まえ、赤字地方債に頼らない財政運営を改革の目標に設定しました。
- ・財政健全化に向け、6 つの視点から市財政運営の基本的なあり方を検討し、目標達成に向けた健全化方策の検討を行いました。
- ・そのなかで早急に実現すべき健全化方策を指摘し、それによる財政効果額を推計しました。
- ・国立市の発展を視野に置きつつ、財政健全化の面から今後さらに検討を深めるべき課題については、最終答申に向けて引き続き検討を行うこととしました。

この中間答申を踏まえ、国立市として財政健全化に向けた積極的な取り組みをされることを期待いたします。

平成 24（2012）年 8 月 28 日

国立市財政改革審議会
会 長 田近 栄治

1. 国立市の現状と課題

(1) 社会を取り巻く状況

我が国の経済は、高齢化の進展や長引く円高の影響を受け、成長のきっかけをつかめない状態が続いている。加えて、国内では原発事故に端を発したエネルギー問題への対処が迫られる一方、海外では景気停滞が長期化し、経済運営はさらに困難となっている。

このような状況のなか、地方自治体の財政運営の厳しさも増している。歳入面では、経済成長の停滞はすでに税収の伸びの鈍化となって表れており、他方、歳出面では少子高齢化を反映し、高齢者医療や介護への負担、生活保護世帯への対応や保育所の待機児童対策等を通じて支出の増大が続いている。

(2) 国立市財政の課題と将来予測

本審議会では、地方自治体を取り巻くこうした厳しい財政運営を踏まえ、国立市の財政構造を明らかにするため、課題の抽出を行った。

まず、「国立市の一般会計予算額の推移（表1）」を見ると、国立市は赤字補てん（臨時財政対策債の借入れ及び財政調整基金の取崩し）をしながらの予算編成を行ってきたことがわかる。

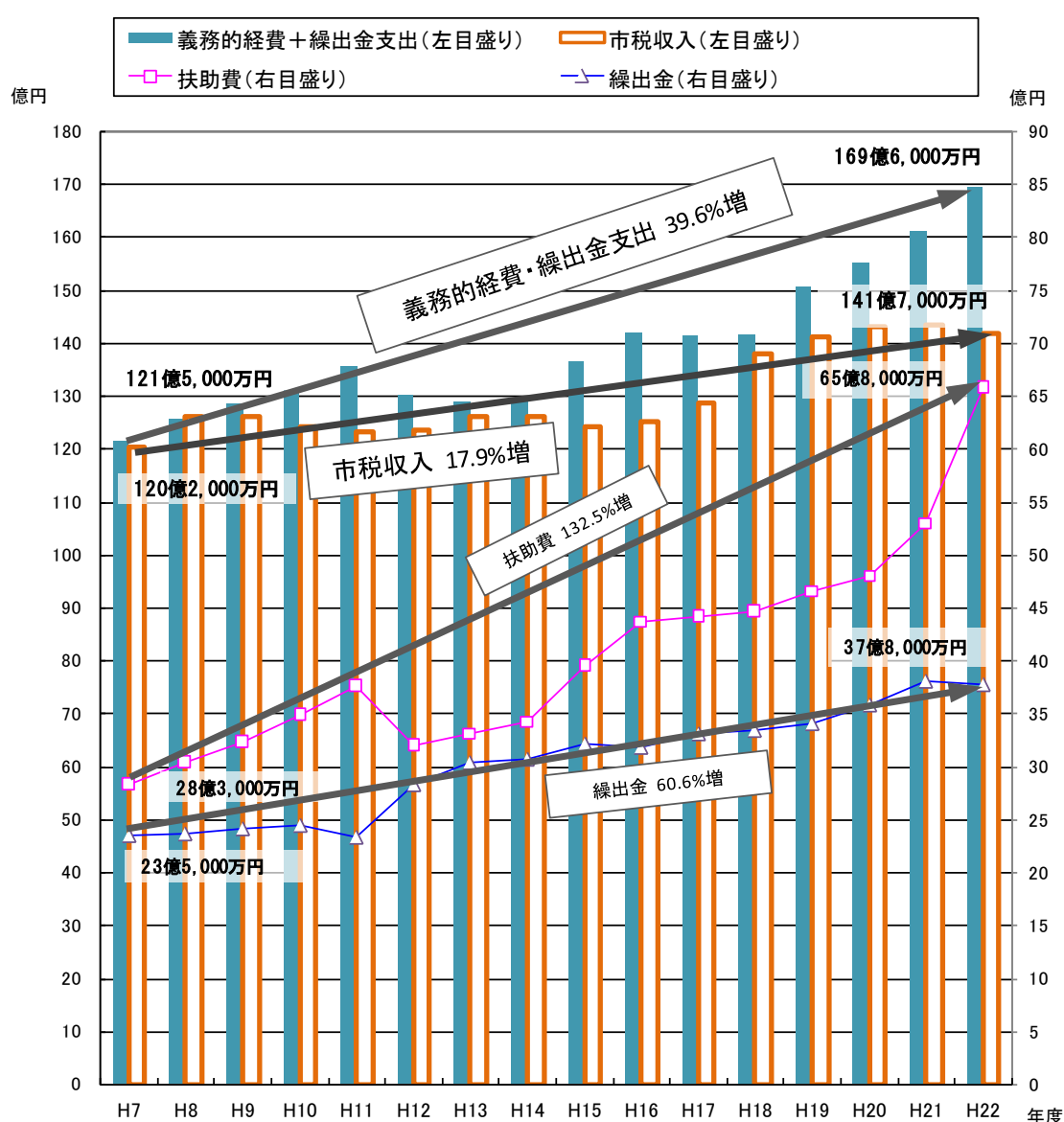
例えば、平成23（2011）年度当初予算における赤字補てん額は13億5千800万円（財政調整基金4億6千700万円、臨時財政対策債8億9千100万円）、平成24（2012）年度当初予算における赤字補てん額は14億2千万円（財政調整基金6億2千万円、臨時財政対策債8億円）となっており、年度によって変動はあるものの、毎年度10億円規模の赤字補てんを行ってきた。

〔表1〕一般会計予算額の推移

年 度	予算額 (千円)	赤字補てん額（千円）				赤字補 てん 対予算 比
		総 額	財政調整 基金 繰入額	減税補 てん債	臨時財政 対策債	
平成16（2004）年度	23,534,187	1,614,187	327,187	210,000	1,077,000	6.86%
平成17（2005）年度	22,213,061	1,444,083	394,083	210,000	840,000	6.50%
平成18（2006）年度	24,342,000	1,446,617	536,617	160,000	750,000	5.94%
平成19（2007）年度	25,416,000	1,191,000	499,000		692,000	4.69%
平成20（2008）年度	23,855,000	1,040,000	400,000		640,000	4.36%
平成21（2009）年度	23,639,000	1,021,000	150,000		871,000	4.32%
平成22（2010）年度	25,594,000	1,465,000	457,000		1,008,000	5.72%
平成23（2011）年度	25,505,000	1,358,000	467,000		891,000	5.32%
平成24（2012）年度	26,908,000	1,420,000	620,000		800,000	5.28%

次に、国立市が赤字補てんに頼る財政運営を行うようになった要因を探るため、「義務的経費・繰出金支出と市税収入の推移（図1）」を見ると、平成7（1995）年度には義務的経費・繰出金支出が121億5千万円、市税収入が120億2千万円でほぼ同水準だったものの、平成22（2010）年度には義務的経費・繰出金支出が169億6千万円（対平成7（1995）年度で39.6%増）であるのに対し、市税収入が141億7千万円（対平成7（1995）年度で17.9%増）となっており、市税収入の伸びに対し義務経費等の伸びが大幅に上回っていることがわかる。

〔図1〕 義務的経費・繰出金支出と市税収入の推移



この要因として、歳出面では、

- ① 昭和の終わりから平成の初めにかけて急速に整備した下水道事業の元利償還金の負担が重いこと
- ② 高齢化の進展や長引く不況等により、扶助費、医療や介護給付に関する特別会計への繰出金の伸びが大きくなっていること

等が考えられ、また、歳入面では、

- ① 地方交付税交付額の大幅減等、国の地方財政に対する支出の絞り込みが行われたこと
- ② 地方交付税や補助金の削減に見合った税財源移譲が行われなかったこと（三位一体改革による影響）

等が考えられる。

また、このような状況に対し、国立市は「国立市行財政健全化プラン」、「国立市新行財政健全化プラン」、「財政健全化の方策（案）」、「次世代のための国立市行財政健全化プラン 2015（案）」等の行財政健全化に向けた取り組みを行い、例えば平成 20（2008）年度から平成 24（2012）年度の 5 年間で「国立市の財政健全化に向けたこれまでの取り組み（表 2）」にあるように約 18 億円の収支改善を行ってきた。

しかしながら、義務的経費等の伸びが大きかったことから、財政構造の根本的な改善までには至っておらず、また、「財政健全化の方策（案）」及び「次世代のための国立市行財政健全化プラン 2015（案）」については、健全化効果額の大きな一部の項目が実施されていない状態が続いている。

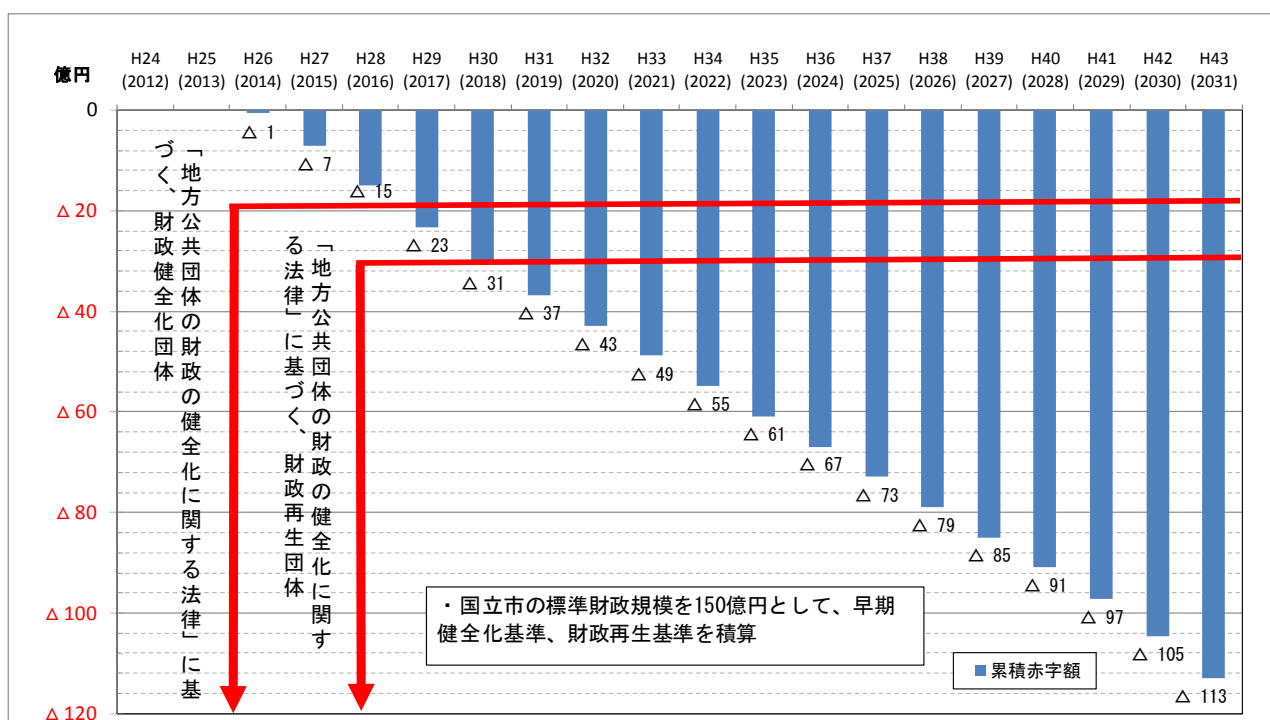
[表 2] 国立市の財政健全化に向けたこれまでの取り組み

年 度	健全化効果額 (千円)	主な健全化取り組み
平成 20（2008）年度	137,764	退職手当支給率等の見直し、職員定員管理
平成 21（2009）年度	617,579	市税等の徴収体制強化、ホームページバナー 広告導入、介護保険低所得者対策本人負担見 直し、プラスチック類再資源化事業委託料見 直し、職員定員管理
平成 22（2010）年度	678,121	市税等の徴収体制強化、谷保駅跨線橋掲示板 広告導入、職員給与制度改革、食事サービス 見直し、職員定員管理
平成 23（2011）年度	302,376	市税等の徴収体制強化、清化園跡地活用事業 土地賃貸料、理事者給与削減、職員給与構造 改革、人間ドック助成事業見直し、職員定員 管理
平成 24（2012）年度	96,561	市内案内板・番号表示機導入、職員給与都表 移行、理事者共用車リース見直し、PPS の導 入、職員定員管理
合 計	1,832,401	平成 23（2011）及び平成 24（2012）年度は 健全化見込額

今後も、国立市の政策でもある国立駅周辺まちづくり、公共施設の耐震化や更新等、地方債を借り入れて実施する事業が計画されている。

このまま健全化方策を全く講じずに事業を実施し、赤字を毎年度累積させていった場合を想定した「長期収支試算による累積赤字の推移(図2)」によれば、国立市は平成29(2017)年度には地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく「財政健全化団体」となり、さらに平成30(2018)年度には「財政再生団体」となるおそれがある。

〔図2〕 長期収支試算による累積赤字の推移



2. 市財政のあるべき姿と改善目標の設定

(1) 国立市財政のあるべき姿

前章で示したように、国立市の財政は、

◇歳出の伸びに歳入の伸びが追いついておらず、赤字補てんをすることにより予算を編成している

という状態にある。

一方、「国立市財政のあるべき姿」として、以下の状態を目指していくべきである。

- ◇ 魅力あるまちづくりを着実に実行できる財政基盤となっている
- ◇ 超高齢社会に対応できる財政基盤となっている
- ◇ 子育てや次世代育成に対応できる財政基盤となっている
- ◇ 将来世代につけを残さない財政運営ができています

この二つの状態の比較から明らかなように、「国立市財政の現状・将来予測」と「国立市財政のあるべき姿」との間には“歴然たるかい離”がある。

このかい離について、本審議会では、赤字地方債に頼らない財政運営を行うことで国立市財政のあるべき姿に近づけていく必要があると考える。

(2) 国立市の財政構造の特徴

国立市の財政状況や過去の経過を詳しく見ていくと、以下の点が国立市の特徴であり、他の自治体に比べて「国立問題」とも言うべき財政状況を作り出してきたといえる。

- ◇ 「負担は低く、サービスは上乘せ」という状態が、市民が負担しなければならない公共料金をはじめとしたさまざまな負担、サービスについて存在する
- ◇ 補助金の適正化、負担やサービスの見直しについて、市議会や歴代の市長が有効な手立てをとらず、市民にもそのことについて正確に知らされなかった結果、大きな財政赤字をもたらす構造を生みだした

中間答申では、このような状況の改善を通じて、財政健全化を達成する方策を検討することとした。

(3) 改善目標の設定

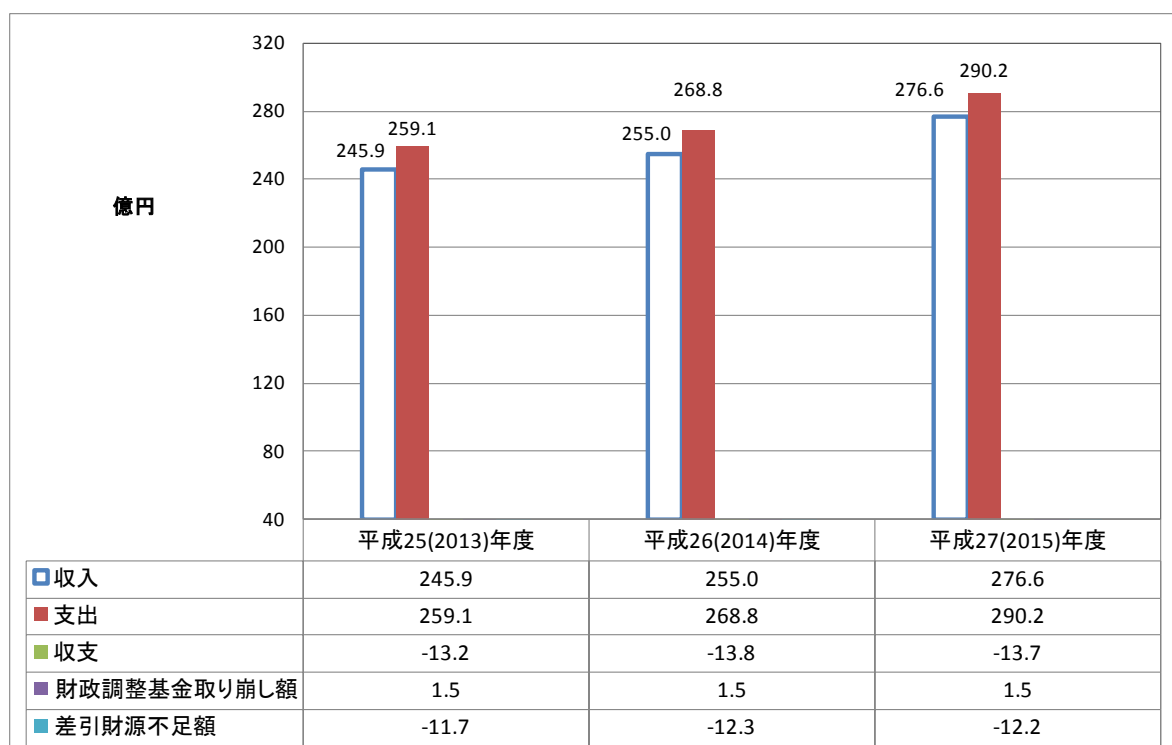
具体的な健全化方策を検討するにあたり、まず、財政健全化に向けて国立市がめざすべき改善目標を設定する。

「財政収支見込み（実施計画に基づく推計）（図 3）」によれば、収支の不均衡である差引財源不足額は、平成 25 (2013) 年度で 11 億 7 千万円、平成 26 (2014) 年度で 12 億 3 千万円、平成 27 (2015) 年度で 12 億 2 千万円と、毎年度の不足額が 12 億円程度見込まれる。

この不足額を赤字地方債で穴埋めしており、まずはこの現状を改善しなければならないことから、本審議会では、財政健全化に向けた改善目標を以下のとおりとする。

- ◆ 国立市が赤字地方債に頼らない財政運営を行うことを目標とし、目標達成に必要な健全化額を毎年度「約 12 億円」とする

〔図 3〕 財政収支見込み（実施計画に基づく推計）



■ 不足している財源を調整するための臨時財政対策債や財政調整基金を用いなくて収入額を計算しています。
 ■ 毎年度の繰越金を約3億円と仮定し、試算しています。3億円の半分（1.5億円）は地方財政法に基づいて、財政調整基金に積み立てているため、毎年度財政調整基金を1.5億円取り崩しても可能であるとして不足額を計算しています。

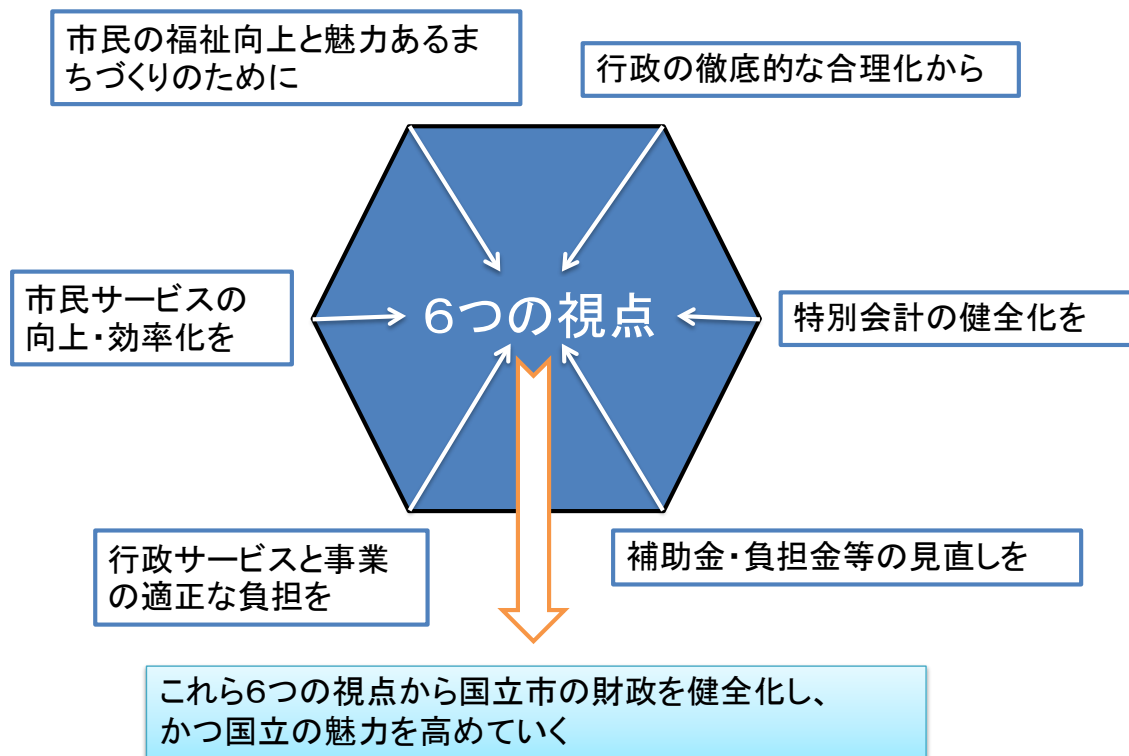
3. 市財政運営の基本的なあり方

(1) 財政健全化に向けた 6 つの視点

前章で設定した改善目標を達成するため、市財政運営の基本的なあり方を検討し、目標達成に向けた健全化方策を検討していくこととする。

本審議会では国立市が実施している事業や費目を以下の 6 つの視点に分類した。これら 6 つの視点から国立市の財政を健全化し、かつ国立の魅力を高めていくこととする。

〔図 4〕 財政健全化に向けた 6 つの視点



(2) 6 つの視点ごとの基本的原則

6 つの視点ごとの対象と基本原則は以下のとおりである。

I. 行政の徹底的な合理化から

□対 象：行政の内部努力により実施する健全化項目

■基本原則：地方自治法第 2 条第 14 項に、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と規定されている。このことから地方公

共団体は、すべての事務事業について最大の効果を上げるために、社会環境等の変化に対応した不断の見直しをしていくとともに、最少の経費となるよう常に組織及び運営の合理化を図らなければならない。

II. 特別会計の健全化を

□対 象：4つの特別会計（国民健康保険・下水道事業・介護保険・後期高齢者医療）に係る健全化項目

■基本原則：地方自治体は歳出に係る財源を団体自身で調達する責務がある。自治体の特別会計においても、独立した会計として一般会計からの基準外の繰入金（赤字補てん）に恒常的に頼ることなく自立的に運営がなされることが財政運営の基本である。

III. 補助金・負担金等の見直しを

□対 象：（ア）国立市が団体や市民等に支出している補助金・負担金等に係る健全化項目

（イ）国立市が市民に支出している扶助的経費に係る健全化項目

■基本原則：補助金・負担金に係る各制度が開始されて以降、その内容や効果について時代に即しているのかどうかの検証がなされていないものがある。このことから、費用対効果の検証を一定期間おきに確認し、必要な見直しを行うべきである。また、その検証にあたっては、別途、第三者委員会の設置や事業仕分けの手法等、外部評価を取り入れた集中的な審議が必要である。また、市単独事業を中心に聖域を設けず点検や見直しを進めるべきである。

IV. 行政サービスと事業の適正な負担を

□対 象：（ア）行政が行うサービスの対価として市民が支払う手数料・使用料等に係る健全化項目

（イ）事業費の一般財源に対する目的税の充当状況に係る健全化項目

■基本原則（ア）：行政が行うサービスについては、公平性の観点から適正な自己負担がなされていることを基本とする。行政が行うサービスは、その提供を受ける者に対して何らかの便益をもたらす。この便益が、特定個人に対するものであるのか、あるいは社会全体で支えるべき性質であるのかは様々だが、少なくとも、すべての市民が負担する税により、特定個人に明らかな利益が認められる場合には、利用しなかった者との格差を是正

することが必要である。この格差を埋めるものが受益に対する負担（利益の範囲を超えて求められるものではない）となる。サービスの性質により、社会全体（税）で支える割合を整理するとともに、応能負担や応益負担の考え方、減額や免除のあり方についても併せて検討し、総合的に見直しをする必要がある。

- 基本原則（イ）：目的税については、財政状況及び充当される事業費との見合いで常に適切な水準を求める必要がある。

V. 市民サービスの向上・効率化を

- 対象 象：施設の管理及び運営面において、市民サービスの向上・効率化に資する健全化項目

- 基本原則：施設において行う市民サービスについては、民営化や官民連携等の手法も含め、そのサービスの質が向上され、かつ効率的に運営されている状態を原則とする。国立市が保有する施設は、市民サービスを提供する場であるとともに市民の資産でもある。このことから、ソフト・ハード両面のあらゆる角度からその施設のより良い管理及び運営方法を検討し、実行していくべきであり、その際には、市直営であることに固執せず、民営化や官民連携等の手法も十分考慮に入れるべきである。また、将来のまちづくりを見据え、公共施設全体の再配置や未利用地の積極的な活用及び処分を行っていくべきである。

VI. 市民の福祉向上と魅力あるまちづくりのために

- 対象 象：直接的な健全化項目ではないが、国立の魅力を高めることで将来人口の確保等に結びつく項目

- 基本原則：国立の魅力を高めることで将来人口の確保等に結びついている状態を原則とする。Ⅰ～Ⅴまでの視点に基づく健全化項目を実施することにより、財政面での健全化効果が見られる反面、それだけでは国立市全体の発展が見込めない。よって、健全化による収支改善で生みだされる財については、組み替えて、市民生活の安心を支え、国立の魅力を高める様々な事業に投入することで、国立市の活性化や将来人口の確保に結びつけていくべきである。

4. 財政健全化のための具体的方策

(1) 健全化に向けて取り組むべき個別項目

前章における「財政健全化に向けた 6 つの視点」と「6 つの視点ごとの基本的原則」に従い、本章では、本審議会において“健全化に向けて取り組むべき”とした個別項目を列記する。

なお、列記した個別項目の一部は、現段階で方向性がまだ定まっていない。これら項目は中間答申後も継続して審議を行い、最終答申までに方向性を確定するが、ここでは“当面の考え方”を明示する。

1. 行政の徹底的な合理化から

■直ちにかつ優先的にとりかかるべき項目■

ア. 職員人件費①（定員管理）

国立市の平成 23（2011）年度の常勤職員数については、類似団体と比較して約 14 人多いという事実がある。

厳しい財政状況からすると、人件費の削減は効果が大きいため、今後の定員管理のあり方については、部門ごとに多摩 25 市との比較をしたうえで、施設民営化による人件費削減や、非常勤職員のあり方も含め、人件費を総体として削減するよう検討する必要がある。

	平成 23（2011）年 4 月時点 職員数（人）	備 考
国立市職員数（A）	432 人	—
国立市の人口並みにした場合の職員数（類似団体 7 市平均）（B）	417.9 人	※外国人登録者数を 含む人口で試算
（B）－（A）	△14.1 人	—

イ. 全事務事業の見直し

本審議会からの答申を待つべくもなく、まず市職員自らが全事務事業を徹底的に見直し、無駄の洗い出しを行うことは当然のことであり、これまで以上の精査を継続する必要がある。また、これまでの行政評価による事業見直しが大きな成果を挙げたとは言いがたいため、今後、第三者委員会の設置や事業仕分けの手法等、外部評価を取り入れた集中的な審議が必要である。

■その他項目■

ウ. 職員人件費②（退職手当）

職員給与制度については、平成 24（2012）年度より東京都に準拠し改革を行ったことは評価したい。しかしながら、平成 24（2012）年 3 月に発表された人事院の「民間の企業年金及び退職金の調査」によれば、この 6 年間の民間の退職給付（企業年金を含む）の引き下げにより、国家公務員の退職給付が民間企業のサラリーマンより約 400 万円高くなっているという結果が出ている。これを受けて国では削減が検討されており、国立市としても国及び東京都の動向や人事委員会の勧告を注視し対応していくべきである。

	民間平均①	国家公務員平均②	官民退職給付の較差 ①－② $\{(\text{①}-\text{②})/\text{②} \times 100\}$
退職給付額	25,477 千円	29,503 千円	△4,026 千円（△13.65%）
備 考	（一時給付＋企業年金）	（退職手当＋共済年金職域加算）	

エ. 議会費

議会費は、住民 1 人あたりで多摩 26 市中第 2 位の高い水準にある。

議員の定数については、類似団体と比較すると議員 1 人あたりの人口で 2 名程度多く、報酬については類似団体に比べて 9.5～10.6%程度高い。

特に期末手当については、民間準拠の人事院勧告に沿って、近年は民間平均が下がっているために引き下げられている市職員に対し、高い支給率のままとなっていることの合理性が見当たらないと考える。

平成 23 (2011) 年度決算 見込み	議員定数（人） (平成 24 (2012) 年 1 月 時点)			議員報酬（千円/年）				
	人口	国立市 人口ベ ースの 議員定 数	国立市 との差	議長	副議長	常任 委員長	議員	備考
国立市	73,100	22	－	9,936	8,899	8,640	8,467	期末手当月 数は上段 4.40 月、下段 3.95 月（市職 員支給月数） で試算
類似団体 7 市平均	75,156	20.4	1.6	8,593	7,775	7,524	7,366	

11. 特別会計の健全化を

■直ちにかつ優先的にとりかかるべき項目■

ア. 国民健康保険特別会計の赤字補てんの圧縮

一般会計から国民健康保険特別会計への赤字補てん額は、平成 22 (2010) 年度では 8 億 4 千 500 万円にものぼり、国立市の一般会計収支の赤字の大きな要因となっている。

国民健康保険税率等の 26 市比較（別添資料）によると、国立市は多摩 25 市と比較して国民健康保険税の限度額が最も低いのみならず、所得割・資産割（課税なし）・平等割の各区分とも水準が低く、「類似団体及び近隣市のモデル世帯別国民健康保険税（料）額（平成 23 (2011) 年度）（表 3）」を見ても、国立市が総合して多摩 25 市より相当低い水準にあることは明らかである。このことが一般会計からの多額の赤字補てんに直結しているため、早急な改善が必要である。

そこで、国基準までの限度額の引き上げ、保険税率の多摩 25 市並みへの改定、徴収率の向上の取り組み等の実施により、一般会計からの繰出金の圧縮を図り、赤字補てん額を少なくとも類似団体 7 市が国立市並みに徴収率を上げた場合の被保険者 1 人あたり赤字補てん額の水準まで引き下げるべきである。

平成 22 (2010) 年度 決算	徴収率 (%)	繰出金 (千円)	内訳 (千円)		赤字補てん 額の国立市 との差額 (千円)
			基準内	赤字補てん	
国立市	76.43	1,087,083	241,590	845,493	—
類似団体 7 市平均（加 入者数を国立市と同じ として換算）	69.59	869,481	201,908	667,573	177,920
類似団体 7 市平均（加 入者数を国立市と同じ として換算、国立市並 みの徴収率）	76.43	743,682	201,908	541,774	303,719

[表 3] 類似 団体及び近隣市のモデル世帯別国民健康保険税（料）額（平成 23（2011）年度）

世帯構成		60 歳単身	70 歳単身	65 歳夫婦	30 代夫婦 子 1 人	40 代夫婦 子 2 人
世帯年間収入		給与 98 万円	公的年金 210 万円	公的年金 夫 400 万円	給与 夫 400 万円	給与 夫 600 万円
世帯年間所得		33 万円	90 万円	262 万 5,000 円	266 万円	426 万円
国立市		13,100 円	55,300 円	164,800 円	186,500 円	339,200 円
近 隣 市	立川市	12,500 円	66,200 円	204,000 円	237,000 円	443,100 円
	府中市	11,100 円	61,260 円	188,820 円	219,480 円	415,780 円
	国分寺市	10,300 円	58,400 円	175,600 円	198,200 円	361,700 円
	日野市	13,600 円	67,700 円	210,800 円	222,500 円	429,200 円
類 似 団 体	福生市	12,300 円	63,200 円	211,800 円	223,300 円	426,600 円
	あきる野市	13,200 円	66,100 円	207,900 円	211,300 円	420,000 円
	稲城市	12,200 円	61,100 円	189,200 円	219,300 円	452,400 円
	狛江市	13,600 円	71,900 円	232,600 円	252,600 円	473,000 円
	武蔵村山市	11,700 円	62,300 円	212,600 円	206,900 円	400,000 円
	東大和市	12,800 円	66,300 円	202,100 円	210,100 円	416,600 円
	清瀬市	17,600 円	60,500 円	261,700 円	195,100 円	418,200 円

※1 保険税(料)は年額とする。国立市・清瀬市は 6 割・4 割軽減、その他は 7 割・5 割・2 割軽減を適用している。

※2 65 歳夫婦、40 代夫婦(子 2 人)のモデルについては固定資産税額を 15 万円とし、資産割がある市(日野市・福生市・あきる野市・狛江市・武蔵村山市・東大和市・清瀬市)はそれに基づき試算している。

イ. 下水道事業特別会計繰出金の圧縮

国立市は下水道事業特別会計に対する一般会計からの繰出金が約 15 億円（平成 22（2010）年度）となっており、市民 1 人あたり繰出金額は多摩 26 市中トップクラスとなっている。

汚水処理費は使用料でまかなうことが原則であり、この状況を考えると、回収率 100%、赤字補てんゼロに近づけるよう下水道使用料の改定を行い、一般会計からの繰出金の圧縮を図ることが必要である。

ただし、昭和の終わりから平成の初めにかけて急速に整備した際の高い利率での下水道事業債の元利償還金の返済があと 10 年程度続く見込みであること、また、下水道事業債の償還期間 30 年に対して下水道の耐用年数が 50 年でそれより長い期間であることの 2 点を考えると、市民負担を平準化させるための方策である資本費平準化債借り入れの併用についても検討をするべきである。

平成 24 (2012) 年度	汚水処理費 (千円) A	使用料収入 (千円) B	回収率 (%) B/A	赤字補てん (千円) A - B
当初予算	1,152,581	959,405	83.2	193,176
回収率を 100%にした場合 (赤字補てんゼロ)	1,152,581	1,152,581	100.0	0

III. 補助金・負担金等の見直しを

■直ちにかつ優先的にとりかかるべき項目及び実施に向けて直ちに検討に入るべき項目■

ア. 補助金・負担金全般

補助金・負担金については事業の任意性に着目し、法律で市町村の負担が義務付けられている経費については「無」、国及び東京都の補助制度を利用した経費等については「低」、これら以外の市独自の判断で行われているものについては「高」に区分した。

これらのうち、特に任意性が「高」の区分のもの（市独自の事業）は、平成 23(2011)年度決算ベースにおいておよそ 3 億 2 千万円となっている。特にこの区分の補助金・負担金については経費の見直しが可能であることから、聖域を設けず見直しを行い削減に努めることが必要である。また、削減の検討にあたっては、一定の目標を定め、補助金・負担金項目が 170 以上に及ぶため、第三者委員会の設置や事業仕分けの手法等、外部評価を取り入れた集中的な審議を行う必要がある。

平成 23 (2011) 年度	一般財源決算額 (千円)	事業の任意性 (千円)		
		無	低	高
補助金・負担金等全般	2,196,565	1,853,423	19,218	323,924

こうした補助金・負担金のなかで、例えば「長寿慶祝事業」については、多摩 25 市の状況から考え、現金給付の是非、支給対象、支給額に関し、廃止も視野に入れた見直しをする必要がある。

イ. 扶助費全般

扶助費については、年々増加する傾向にあるなか、平成 24 (2012) 年度当初予算ベースの性質別の構成比では、70 億 3 千万円の額となり、全体の 26.1%を占めていることから、この見直しが財政健全化にとって重要である。扶助費に関する各制度が開始されて以降、長期にわたって事業が継続する一方、その内容や効果についてきちんと検証されていないものが多く残っている。

市が独自で行っており任意性が「高」の区分の事業については、平成 23（2011）年度決算ベースにおいておよそ 4 億 1 千万円の額となっている。厳しい財政状況のなかで、特にこれら市独自の事業について聖域を設けず見直しを行い、削減に努めることが必要である。

また、削減の検討にあたっては、一定の目標を定め、第三者委員会の設置や事業仕分けの手法等、外部評価を取り入れた集中的な審議を行う必要がある。

平成 23 (2011) 年度	扶助費総額 (千円)	財源内訳 (千円)				事業の任意性 (千円)	
		国庫支出金	都支出金	その他	一般財源 (市税等)	国・都制度に基づいて市が実施しているもの (法定分も含む)	市が独自で行っているもの(市が事業を実施することによって、国・都から補助金を得られる事業を含む)
扶助費 全般	6,805,303	3,001,046	1,558,846	158,529	2,086,882	1,669,248	417,634

こうした扶助費のなかで、「高齢者食事サービス委託事業」については、平成 24（2012）年 1 月の多摩 26 市比較において、国立市では、1 食あたり単価が 900～1,000 円、1 食あたり利用者負担が 300 円、補助額が 600～700 円となり、多摩 25 市に比べて高い補助率となっていることから、補助率と合わせ 1 食あたりの単価も含め見直すべきである。

IV. 行政サービスと事業の適正な負担を

■直ちにかつ優先的にとりかかるべき項目■

ア. 総合体育館施設使用料（グリーンパス）

総合体育館使用料については、グリーンパス制度により、60 歳以上の利用者の使用料が免除となっている。しかしながら、超高齢社会が目前となった現在では、60 歳以上の利用者への一部負担も含め、一般利用者とのバランスも考慮したあり方を検討する必要がある。高齢者の健康施策との位置づけもあるが、60 歳以上 70 歳未満を大人料金とした場合、700 万円ほどの健全化効果額も試算され、本制度自体の見直し、制度を導入している近隣市並みの水準に制度基準の改定を行うべきである。

イ. 自転車駐車場使用料

自転車駐車場定期使用料（一般）月額 650 円という設定は、多摩 26 市で際立って低い料金設定となっている。月額 1,500 円では約 3 千 600 万円、多摩 20 市平均の月額 1,700 円では約 4 千 400 万円、類似団体 3 市平均の月

額 1,800 円では約 4 千 900 万円の健全化効果額の試算となっている。財政状況が厳しいなか、施設維持費のコストも考えると、早急に類似団体並みに料金を引き上げるべきである。

なお、支払い方法についても、現在の年間一括納入のみである制度を改め分納も可能とする等、利用者の利便性向上のための方策も合わせて検討をするべきである。

ウ. 家庭ごみ処理手数料

国立市が加入している多摩川衛生組合では、加盟 4 市（稲城市・狛江市・府中市・国立市）のうち家庭ごみを有料化していないのは国立市のみとなっている。また、多摩 25 市中 19 市が既に家庭ごみを有料化しており、近隣の立川市、国分寺市においても平成 25（2013）年度以降の家庭ごみ有料化の方向が示されている。

国立市においても、何よりごみ減量や公平性の観点から有効な方策であること、また、9 億円以上の市税を投入している清掃事業費の圧縮のためにも、早期に家庭ごみの有料化について検討をするべきである。

エ. 保育料

認可保育所の保育料は所得別階層区分により保育料を徴収しているが、世帯あたり前年度所得税額が 60 万 4 千円以上の世帯については同じ階層となっている。

応能負担の観点からも、高所得者層の階層区分を細分化するなどの見直しをすべきである。

■最終答申に向けてさらに検討を要する項目■

オ. 都市計画税

都市計画税は、都市計画事業及び区画整理事業の一般財源に充当する目的税である。今後も国立駅周辺のまちづくりや都市計画事業等、対象となる事業が続く見込みであり、その期間内に限って対象事業とのバランスや市財政全体の収支状況との兼ね合いで税率の本則適用の検討をするべきである。

V. 市民サービスの向上・効率化を

■実施に向けて直ちに検討に入るべき項目■

ア. 資産の有効活用

国立市では平成 23（2011）年度よりストックマネジメント事業に取り組んでいるが、民間企業では当然行っている低・未利用地を駐車場等として

貸し出すなどの有効活用等の取り組みについても積極的に進めるべきである。

イ. 施設民営化（保育園等）

国立市内の公立保育園と私立保育園の質に差がないと考えられるなかで、ひっ迫した財政状況を踏まえると、市の財政負担が大きい公立保育園を負担が小さい私立保育園に移行するべきである。保育園の運営費を見ると、公立と民間では、国庫補助金や都支出金の補助額の違いから、民間の方が、6千900万円減となる結果が得られている（平成23（2011）年度歳出ベース試算）。また、節約できた財源の一部を待機児童の縮小、発達障害児への対応、子育て相談支援の充実、児童虐待への対応等の事業に投入することが可能となる。

保育園の民営化は多摩25市でも多くの実績があり、それとの比較において、国立市は大きく後れを取っている。今後、民営化を進めることが必要である。また、児童館、学童保育所やその他の施設についても民営化の検討を行うべきである。いずれにおいても、運営の移行にあたっては、市民や利用者への周知を行い、理解を得ることが重要である。

平成23（2011） 年度決算ベース	一般会計 歳出 (千円/ 年)	一般会計歳出に対する財源内訳（千円/年）			
		国庫支出 金	都支出金	保育料	一般財源
公立保育園（A）	187,931	0	16,312	20,567	151,051
民間保育園（B）	159,016	25,106	31,551	20,567	81,791
比較増減 (B) - (A)	△28,915	+25,106	+15,239	0	△69,260
※公立保育園は定員108人2園、定員100人2園の決算額の平均で試算 ※民間保育園は定員108人、定員100人の支弁額の平均で試算					

VI. 市民の福祉向上と魅力あるまちづくりのために

■その他項目■

ア. 「365日24時間安心・安全なまちづくり」の実現

単に行政改革を行うのみでなく、財政の健全化により国立市の政策の柱である「365日24時間安心・安全なまちづくり」を実現し、市民の福祉向上と魅力あるまちづくりを図る必要がある。

具体的には、別添資料のとおり、在宅療養支援体制の確立、助け合いのネットワークづくり、防災対策の推進と公共施設等の耐震化の促進、学校教育

の質的向上や特別支援教育の充実、未就学児の総合的な対策、谷保駅へのエレベーターの設置等のバリアフリー化、国立駅周辺をはじめとする魅力あるまちづくり、南部の農と自然を守る取り組み、商工振興やまちの景観を守りにぎわいをつくる取り組み等の多岐多分野にわたる事業の実施である。

これら事業の実施に際しては、国及び東京都からの補助金の獲得、民間との協働をはじめとする手法の工夫等さまざまな検討を重ね、費用の節減を図るべきである。

この項目は、国立市の将来のまちづくりにとっても最も大きな課題の一つであるため、本審議会では、最終答申に向けてさらなる検討を行う予定である。

(2)個別項目実施に伴う健全化効果額試算

前節における個別項目について、健全化効果額を推計したものが「健全化個別項目と健全化効果額の試算（表 4）」である。

なお、推計にあたっての留意点は以下の 4 点である。

第 1 に、健全化効果額について年次区分はせず、個別項目に取り組み、健全化を実施した場合の額を記載した。

第 2 に、ここに掲げた健全化効果額は、現時点で一定の仮定に基づいて推計の可能なものに限定している。

第 3 に、「補助金・負担金等の見直しを」及び「市民サービスの向上・効率化を」については、財政健全化に向けた指針を示すに留め、今後、健全化効果額を具体的に示していく必要がある。また、「行政サービスと事業の適正な負担を」の都市計画税についても、今後同様の検討が必要である。

第 4 に、「市民の福祉向上と魅力あるまちづくりのために」については、事業当初に投資等に係る経費が発生するが、それによる国立市の発展によって、長期的には財政健全化に資することが期待される。

以上の前提を踏まえ試算された健全化効果額は約 7 億円であり、第 2 章で設定した改善目標である約 12 億円に達していない。

これは国立市財政の直面する厳しさの反映であると同時に、財政健全化に向けたより一層の取り組みが求められていることを意味している。本審議会では、最終答申に向けて、目標額の達成をどのようにして実現するか、具体的には、国立市財政の現状と将来、対象となる経費のあり方等についてさらに検討を深めていく必要がある。

[表 4]健全化個別項目と健全化効果額の試算

視 点		個別項目		健全化効果額 の試算 (千円/年)	備 考
Ⅰ	行政の徹底的な合理化から	ア	職員人件費①（定員管理）	16,800	14 人の削減が必要。 削減する職員を主事級と仮定し、1 人当たりの人件費を社会保険事業主負担分及び退職金を勤務年数で除した額を含め平均 620 万円、代替経費を 500 万円と仮定し、14 人を乗じて試算すると 1 千 680 万円。 ※ただし、施設民営化により定員を削減する場合は、効果額の二重計上とならないよう、合計から控除する必要がある。
		イ	全事務事業の見直し		事業仕分け等外部評価の導入による見直し。
		ウ	職員人件費②（退職手当）	44,000	官民格差を国家公務員並みの 400 万円と仮定し、また平均定年退職者数を 11 人とし、これらを乗じて試算すると、4 千 400 万円。
		エ	議会費	39,000	類似団体並み（定員 2 名削減効果約 1 千 700 万円、議員 20 名報酬減額（期末手当支給月数の市職員並み引き下げ含む）効果 2 千 200 万円）として試算。
Ⅱ	特別会計の健全化を	ア	国民健康保険特別会計の赤字補てんの圧縮	303,000	類似団体が国立市並みに徴収率を上げた場合の被保険者 1 人あたり赤字補てん額との差を改善した場合の試算。
		イ	下水道事業特別会計繰出金の圧縮	193,000	汚水処理費回収率を 100%とした場合の繰出金額の試算。
Ⅲ	補助金・負担金等の見直しを	ア	補助金・負担金全般		任意性の高い市独自の項目（約 3.2 億円）の重点的な見直し。
		イ	扶助費全般		任意性の高い市独自の事業（約 4.2 億円）の重点的な見直し。
Ⅳ	行政サービスと事業の適正な負担を	ア	総合体育館施設使用料（グリーンパス）	2,210 ～7,120	平成 23（2011）年度の利用実績をもとに、平成 21（2009）年のアンケートによる年齢構成から試算。
		イ	自転車駐車場使用料	49,000	類似団体並みとして試算。
		ウ	家庭ごみ処理手数料	59,000	多摩川衛生組合加入市並みとして試算。 試算は事業収支及び組合負担金の合計。
		エ	保育料	1,800	最高所得者階層を引き上げた場合で試算。
		オ	都市計画税		税率 0.30%の条例本則（制限税率）とした場合、約 1.3 億円と試算。 ※検討継続事項
Ⅴ	市民サービスの向上・効率化を	ア	資産の有効活用		低・未利用地を積極的に活用する。
		イ	施設民営化（保育園等）		公立保育園は定員 108 人 2 園、定員 100 人 2 園の決算額の平均、民間保育園は定員 108 人、定員 100 人の支弁額の平均で試算。 （保育園 1 園あたり 6 千 900 万円と試算） ※中期的な見直し
Ⅵ	市民の福祉向上と魅力あるまちづくりのために	ア	「365 日 24 時間安心・安全なまちづくり」の実現	—	魅力あるまちづくりや、まちの活性化を通じて税収増を図る。 ※計画事業を工夫精査することでも、経費の削減を図る
合 計				707,810 ～712,720	

5. 今後の各種市民負担の見直しに係るルールについて

前章までに、財政健全化に向けた6つの視点と基本原則を定め、これに基づく具体的方策を示してきた。

今後、設定した改善目標の達成に向けた努力を通じて財政収支均衡に向けた歩みを確かなものにするべきである。

しかしながら、収支均衡の状態を実現し、さらに維持していくためには、市民へのサービスと負担のバランスを常に配慮し、サービスの内容と負担の水準が適正であるかチェックし、適正でないと判断される場合には、適宜見直しを行っていく必要がある。

そのためには、行政サービスを一過性のものとするのではなく、方策ごとに受益と負担のバランス、減免の考え方等を明らかにし、PDCA（Plan－Do－Check－Action）サイクルに基づいて方策の効果と改善に向けたルールづくりを行っていかなければならない。

本章に係る具体的な内容については中間答申では盛り込むことができなかったが、最終答申に向け、引き続き集中的な審議を行っていくこととする。

6. おわりに

この中間答申は、国立市財政の課題を明らかにし、財政健全化のために平成25（2013）年度予算において直ちに取り組むべき具体的方策について指針を示したものである。

中間答申をまとめるにあたり、国立市財政の特徴は何か、そのあるべき姿は何か、及び財政健全化のための方策とは何かについて検討を行った。

国立市ではこれまでも財政健全化のための方策を打ち出し、取り組んできたが、そのなかには提言されながらも手のつけられなかった重要な方策があり、財政健全化にあたり多くの課題が残されている。

国立市の健全な財政のあり方を検討するなかで、特別会計の赤字繰出金額の適正化、補助金・負担金や扶助費における任意性の高い事業の見直しが、健全化に向けて優先度が高いことが明らかとなった。

特に、多摩25市比較、類似団体比較をするなかで、国立市において受益者の負担が低く、公費の負担割合が高い様々な事業が見受けられた。この状況は、市民の税金を公平かつ有効に使う観点や、国立市の厳しい財政状況を考えると、喫緊に改善していくべきである。また、言うまでもなく、こうした改善を進めるにあたっては、これまでの施策の持つ問題点と改革による効果や意義について、市民に十分に説明を行い、理解を得る必要がある。

なお、今回の中間答申を取りまとめる段階において、改善の方向性を定め、具体的な健全化額の推計を行うまでに至らなかった項目がいくつかある。最終答申に向けて、これら項目の検討を行うと同時に、今後の各種市民負担の見直しに係るルールについても審議していくこととする。

参考資料

- ① 諮問書（公印なし）・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- ② 国立市財政改革審議会設置条例・・・・・・・・ 25
- ③ 国立市財政改革審議会委員名簿・・・・・・・・ 27
- ④ 国立市財政改革審議会におけるこれまでの審議経過・・ 28

<別添資料>

- ・多摩 26 市別国民健康保険税（料）率等一覧（平成 24（2012）年度）
- ・多摩 26 市別下水道使用料金体系一覧（平成 24（2012）年 4 月 1 日現在）
- ・平成 25（2013）年度国立市行政経営方針 平成 25 年度重点施策

① 諮問書（公印なし）

国 企 経 発 第 2 7 号
平成24年3月22日

国立市財政改革審議会
会長 田近 栄治 様

国立市長 佐 藤 一 夫

諮 問 書

国立市財政改革審議会設置条例第2条第1項に基づき、下記事項について貴審議会のご意見を伺いたく諮問いたします。

記

1. 諮問事項

- （1）国立市財政の基本的なあり方について
- （2）財政健全化のための具体的方策
- （3）今後の各種市民負担の見直しに係るルールについて

2. 諮問理由

国立市では、財政健全化に向けた取組は急務となっています。

歳出面では特別会計への繰出金や扶助費の大幅な伸びが財政を圧迫し、また、歳入面では財政調整基金の取崩しや赤字地方債の発行により財源不足分を補てんしており、いまだ「収支均衡」にはほど遠い状況にあります。

このことから、「収支均衡」はもとより、「弾力性の確保」、「長期財政の安定化」に向けた目標設定を行い、その上で市行財政の基本的なあり方、財政健全化のための具体的方策、今後の各種市民負担の見直しに係るルール等について調査及び審議する必要がありますので、貴審議会に諮問するものです。

以 上

② 国立市財政改革審議会設置条例

国立市財政改革審議会設置条例（平成23年12月27日条例第21号）

（設置）

第1条 国立市の財政健全化に資するため、国立市財政改革審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、国立市の財政に関する事項について調査及び審議を行い、その結果を市長に答申する。

2 審議会は、前項の規定により答申した事項に係る進捗状況について、必要に応じて市長に報告を求めることができる。

（組織）

第3条 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（1） 学識経験者 4人以内

（2） 市民 8人以内

（委員の任期）

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、会長は委員の互選によってこれを定め、副会長は委員のうちから会長が指名するものとする。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要に応じ、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第7条 審議会の庶務は、企画部政策経営課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和49年11月国立市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条中第60号を第61号とし、第19号から第59号までを1号ずつ繰り下げ、第18号の次に次の1号を加える。

(19) 国立市財政改革審議会委員

第4条中「第2条第15号から第57号まで」を「第2条第15号から第58号まで」に改める。

第5条中「第2条第58号から第60号まで」を「第2条第59号から第61号まで」に改める。

別表第2中「

指定管理者選定委員会委員	〃 9,100円
--------------	----------

」を「

指定管理者選定委員会委員	〃 9,100円
財政改革審議会委員	〃 9,100円

」に改める。

③ 国立市財政改革審議会委員名簿

(敬称略・区分ごとの五十音順)

平成24年3月22日現在

役 職	氏 名	肩書き等	備 考
	金井 雅彦	多摩信用金庫 価値創造事業部 部長	学識経験者委員
	木村 淳二	木村会計事務所 所長	学識経験者委員
会 長	田近 栄治	一橋大学経済学研究科 教授	学識経験者委員
	山重 慎二	一橋大学経済学研究科 准教授	学識経験者委員
	岡本 正伸		市民委員 (商工団体推薦)
	佐藤 英明		市民委員 (農業団体推薦)
	坪坂 聖子		市民委員 (教育関係)
	遠山 英周		市民委員 (労働団体関係)
	原田 洋示		市民委員 (納税協力団体推薦)
副会長	山路 憲夫		市民委員 (福祉関係)
	今泉 紀子		市民委員 (公募)
	柳澤 昌三		市民委員 (公募)

※学識経験者委員及び市民委員の任期は平成24年3月22日～平成26年3月21日

④ 国立市財政改革審議会におけるこれまでの審議経過

回	日時・場所	議 題
第 1 回審議会	平成 24 (2012) 年 3 月 22 日 (木) 19 : 00～21 : 10 くにたち福社会館 4 階大ホール	☒ 会長の選任について ☒ 審議会の今後の進め方について ☒ 市財政の状況等について ☐ その他
第 2 回審議会	平成 24 (2012) 年 4 月 12 日 (木) 19 : 00～20 : 55 国立市役所 3 階第 1・2 会議室	☒ 市財政の状況について ☒ 国立市財政の基本的なあり方について ☐ その他
第 3 回審議会	平成 24 (2012) 年 5 月 8 日 (火) 19 : 00～21 : 00 国立市役所 3 階第 1・2 会議室	☒ 国立市財政の基本的なあり方について ☐ その他
第 4 回審議会	平成 24 (2012) 年 5 月 31 日 (木) 19 : 00～21 : 10 国立市役所 3 階第 1・2 会議室	☒ 国立市財政の基本的なあり方について ☒ 財政健全化のための具体的方策 ☐ その他
第 5 回審議会	平成 24 (2012) 年 6 月 28 日 (木) 19 : 00～21 : 30 国立市役所 3 階第 1・2 会議室	☒ 財政健全化のための具体的方策 ☐ その他
第 6 回審議会	平成 24 (2012) 年 7 月 19 日 (木) 19 : 00～21 : 12 国立市役所 3 階第 1・2 会議室	☒ 財政健全化のための具体的方策 ☒ 中間答申（案）の検討 ☐ その他
第 7 回審議会	平成 24 (2012) 年 7 月 31 日 (火) 19 : 00～21 : 10 国立市役所 3 階第 1・2 会議室	☒ 中間答申の決定 ☐ その他
中間答申	平成 24 (2012) 年 8 月 28 日 (火)	◎市長に対し中間答申

<別添資料>多摩 26 市別国民健康保険税（料）率等一覧（平成 24（2012）年度）

	医療分					後期高齢者支援分					介護分				
	所得割 （％）	資産割 （％）	均等割 （円）	平等割 （円）	限度額 （円）	所得割 （％）	資産割 （％）	均等割 （円）	平等割 （円）	限度額 （円）	所得割 （％）	資産割 （％）	均等割 （円）	平等割 （円）	限度額 （円）
国立市	4.40		12,800	1,000	460,000	0.80		7,000	5,000	120,000	0.90		6,000	1,200	90,000
八王子市	4.50		23,000		510,000	1.40		7,000		140,000	1.40		10,000		120,000
立川市	4.79		23,600		510,000	2.11		10,200		140,000	1.53		12,900		120,000
武蔵野市	4.70		21,300		500,000	1.70		7,200		130,000	1.40		11,400		100,000
三鷹市	4.70		24,400		510,000	1.20		5,500		140,000	1.40		12,500		120,000
青梅市	5.10		24,300		510,000	1.60		7,500		140,000	1.55		9,300		120,000
府中市	4.63		22,920		500,000	1.42		6,840		130,000	1.49		9,240		100,000
昭島市	4.70	6.00	22,200	5,000	510,000	1.60		8,000		140,000	1.25		13,000		120,000
調布市	4.65		22,800		510,000	1.35		7,200		140,000	1.25		9,300		120,000
町田市	4.08		19,700	9,000	510,000	1.38		6,800	3,000	140,000	1.17		8,400	3,000	120,000
福生市	4.00	13.00	18,000	1,200	510,000	1.80		11,000		140,000	1.30		11,000		120,000
羽村市	5.10		23,000		510,000	1.40		7,800		140,000	1.20		11,000		120,000
あきる野市	4.12	15.00	15,600	10,800	510,000	1.40		8,400		140,000	1.40		9,400		120,000
日野市	4.80	10.00	18,600	9,000	510,000	1.20		6,000		140,000	1.20		12,000		120,000
多摩市	4.20		23,800		510,000	1.40		10,000		140,000	1.20		9,000		120,000
稲城市	4.62		22,600		510,000	1.18		5,500		140,000	2.19		13,100		120,000
狛江市	5.05	10.00	19,200	2,000	510,000	1.50		13,500		140,000	1.17		11,000		120,000
小金井市	4.50	15.00	17,000	6,600	500,000	1.66		13,000		130,000	1.10		10,300		100,000
国分寺市	4.35		28,000		510,000	1.25		12,000		140,000	0.95		14,000		120,000
武蔵村山市	4.97	19.95	15,400	7,800	500,000	0.73		6,700		130,000	0.79		9,500		100,000
東大和市	4.45	10.00	16,300	12,000	510,000	1.20		5,900		140,000	1.55		9,000		120,000
東村山市	4.50		21,000	12,000	510,000	1.50		8,400		140,000	1.50		13,000		120,000
清瀬市	5.30	11.00	24,000	16,000	510,000	1.17		4,000		140,000	1.80		15,000		120,000
東久留米市	3.80	4.20	23,600	6,100	510,000	1.80	1.00	10,000	2,500	140,000	1.30	2.30	8,600	4,300	120,000
西東京市	5.25	5.00	19,800	11,800	500,000	1.22		6,500		130,000	1.64		14,300		100,000
小平市	4.53	9.60	17,500	5,400	510,000	1.67		9,800		140,000	1.20		14,900		120,000

＜別添資料＞多摩 26 市別下水道使用料金体系一覧（平成 24（2012）年 4 月 1 日現在）（単位：円）

区分 市名	一 般 汚 水（消費税含まず）									月額使用料(消費税を含む)			現行使用料	
	10 m ³ までの基本料	20 m ³ まで	50 m ³ まで	100 m ³ まで	200 m ³ まで	500 m ³ まで	1000 m ³ まで	1000 m ³ 超	2000 m ³ 超	20 m ³	50 m ³	100 m ³	適用年月	改定率(%)
国立市	540	110	150	180	215	255	295	335		1,722	6,447	15,897	H11.4	15.8
八王子市	(2 3 区 料 金 と 同 一)									1,974	7,014	17,514	H10.10	8.4
立川市	530	75	115	150	200	245	285	325		1,344	4,966	12,841	H9.6	15.6
武蔵野市	※1 450	50	※2	75	95	105	130	180		1,102	3,097	7,035	H23.4	11.2
三鷹市	400	44	77	104	144	204	245	283	308	882	3,307	8,767	H12.6	25.7
青梅市	※3 577	113	※4	200	230	270	322	369		2,029	7,111	17,611	H20.6	2.3
府中市	266	56	76	95	116	141	166	192		867	3,261	8,248	H17.7	△4.5
昭島市	465	76	108	145	189	232	280	324		1,286	4,688	12,300	H16.4	8.0
調布市	350	81	98	125	144	172	201	227		1,218	4,305	10,867	H12.4	16.0
町田市	(2 3 区 料 金 と 同 一)									1,974	7,014	17,514	H11.7	8.4
小金井市	350	70	105	135	170	210	250	290		1,102	4,410	11,497	H12.4	16.1
小平市	455	105	125	155	175	210	250	285		1,580	5,517	13,655	H14.4	3.9
日野市	(2 3 区 料 金 と 同 一)									1,974	7,014	17,514	H16.4	6.4
東村山市	560	100	160	195	230	270	310	345		1,638	6,678	16,915	H12.4	16.6
国分寺市	545	100	※5	170	200	240	280	330		1,622	5,455	14,380	H16.1	16.3
福生市	320	64	75	105	130	155	200	245	※6	1,008	3,370	8,883	H23.4	－
狛江市	528	87	128	176	211	266	314	363		1,467	5,499	14,739	H14.4	20.8
東大和市	480	102	144	174	210	264	300	340		1,575	6,111	15,246	H12.7	19.4
清瀬市	484	105	149	187	220	275	319	363		1,610	6,304	16,121	H20.10	10.0
東久留米市	630	119	156	204	235	284	318	357		1,911	6,825	17,535	H18.7	10.0
武蔵村山市	504	78	98	136	166	196	264	334		1,348	4,435	11,575	H21.10	5.0
多摩市	(2 3 区 料 金 と 同 一)									1,974	7,014	17,514	H12.4	8.4
稲城市	(2 3 区 料 金 と 同 一)									1,974	7,014	17,514	H12.4	12.1
羽村市	352	72	96	120	150	186	209	253		1,125	4,149	10,449	H18.4	16.3
あきる野市	530	130	※7	200	230	270	310	345		1,921	7,014	17,514	H14.4	11.0
西東京市	※8 410	88	※9	189	239	283	306	328		1,539	6,159	16,081	H23.10	－
23区料金	8 m ³ まで	20 m ³ まで	※10	100 m ³ まで	200 m ³ まで	500 m ³ まで	1000 m ³ まで	1000 m ³ 超						
	560	110		200	230	270	310	345		1,974	7,014	17,514	H10.6	8.4

※1→8 m³まで 450 円 ※2→30 m³まで 60 円、50 m³まで 65 円 ※3→8 m³まで 577 円 ※4→30 m³まで 144 円、50 m³まで 170 円 ※5→30 m³まで 115 円、50 m³まで 125 円 ※6→10,000 m³まで 245 円、10,001 m³以上は 335 円 ※7→30 m³まで 145 円、50 m³まで 170 円 ※8→8 m³まで 410 円 ※9→30 m³まで 126 円、50 m³まで 157 円 ※10→30 m³まで 140 円、50 m³まで 170 円

「365日24時間安心・安全なまちづくり」

政策

重点施策

主要事業等

基本計画上の施策

国立市民のいのちと健康を守る

地域包括ケアの推進

防災対策の推進

在宅療養支援体制の確立

助け合いのネットワーク作り

総合防災計画の見直し

高齢者の自立の支援

健康づくりの推進

地域コミュニティの振興

防災対策の推進と危機管理体制の構築

国立の子育て・子育てに責任を持つ

子育て支援サービスの推進

学校教育の質的向上

学校・家庭・地域と連携した教育

保育園定員拡大・耐震化の推進

子ども・子育て新システムへの対応

特別支援教育・発達しょうがい児療育事業

ICT活用・学校支援センターの設置

子育て・子育てのしやすい環境づくりの推進

義務教育の充実

生涯学習の推進

国立のまちの景観と賑わいをつくる

交通環境の整備・交通バリアフリー

南部の農と自然を守る

商工観光振興

文化・芸術のまちづくり

花と緑のまちづくり

国立駅周辺まちづくり・谷保駅エレベーター

（仮称）城山地区里山プロジェクト

スポーツ祭東京2013

文化・芸術のまちづくり

花と緑のまちづくり

都市農業の推進

都市基盤の整備

水とみどりをはぐくむまち

いきいきとした産業のあるまち

後世に引き継ぐまちなみ

文化・芸術活動の充実

法やルールを守り、赤字市政からの脱却を図る

行財政改革

ストックマネジメント

情報システムの再構築

新たな行財政改革プランの策定

行政サービスの拡大

（仮称）施設活用再編計画の策定

情報システムの再構築

効果的・効率的な行政運営の推進

健全な財政運営

市有財産の管理と有効活用

これらを支える執行体制作り

自治体・事業者・NPO・市民との連携

人材育成・有用な人材の登用

部長マニフェストの推進

その他の施策